

寄居町健康弁当販売事業者募集要項

1 事業の目的

健康弁当をきっかけに、「食」への関心を高め、食に関する行動変容を促すことで、高血圧や高血糖といった本町の健康課題の改善を目指す。これにより、寄居町全体で「健康づくり」への機運を醸成していく。

2 事業の概要

当町の健康課題や食生活の改善を目的に、令和4年6月に当町と包括連携協定を締結した女子栄養大学との連携事業の一環として、「YORII KENKO（よりいけんこー）弁当」を開発し、令和6年10月から販売を開始している。

本要項は、令和7年度における健康弁当の製造販売等を行う事業者を募集するものであり、事業の内容は以下のとおりである。

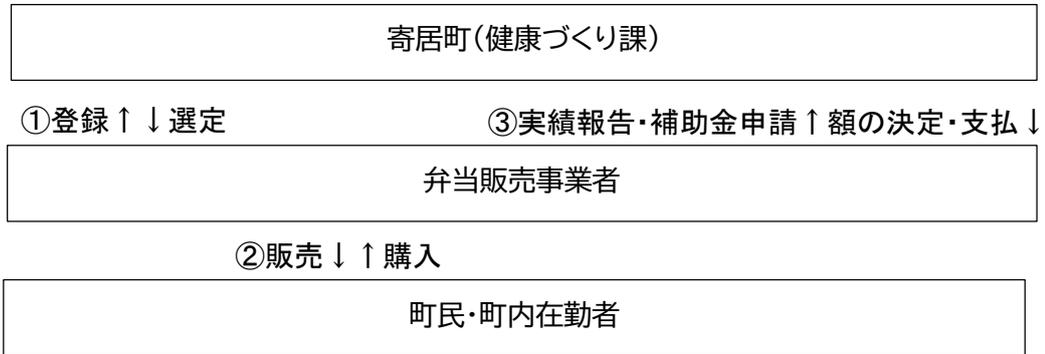
弁当A・B	令和6年度に考案した健康弁当「弁当A」または「弁当B」の製造販売
弁当C	令和7年度に考案する新メニュー「弁当C」のレシピ考案への参画、製造販売 コンセプト：忙しい働き世代・子育て世代

(参考) 令和6年度に考案・販売した健康弁当

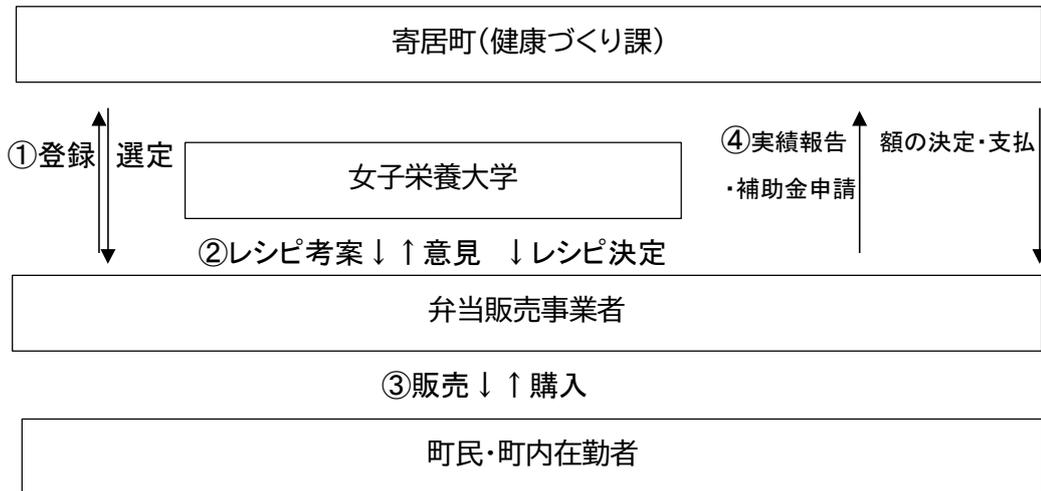
種類	コンセプト	栄養成分・内容
弁当A 彩り野菜と豚南蛮 	栄養バランスも気になるけれど、野菜も肉もご飯もしっかり食べたい働き世代の方に食べてもらいたい弁当	【エネルギー】 692kcal 【食塩相当量】 2.55g ・主食 ご飯(胚芽精米と精白米のミックス) ・主菜 豚肉の南蛮漬け ・副菜 小松菜とカニカマのナムル れんこんのカレーきんぴら さつまいものレモン煮
弁当B たっぷり野菜と豆腐ハンバーグ 	子どもから高齢者まで幅広い世代の方に食べてもらいたい弁当	【エネルギー】 555kcal 【食塩相当量】 1.8g ・主食 ご飯(胚芽精米と精白米のミックス) ・主菜 豆腐ハンバーグ ・副菜 なすとパプリカの甘酢炒め 小松菜としらすの海苔和え かぼちゃサラダ ・デザート みかんゼリー

3 事業スキーム

(1) 弁当A・B



(2) 弁当C



4 事業の流れ

(1) 登録期間

令和7年6月2日(月曜日)から6月9日(月曜日)

(2) 登録事業者へ事業の説明

(3) 弁当製造・販売に関する覚書の締結

(4) レシピ考案への参画(弁当Cのみ)

令和7年6月から10月頃

(5) 健康弁当製造・販売

弁当A・B 令和7年7月1日(火曜日)から8月31日(日曜日)

弁当C 令和7年10月1日(水曜日)から12月31日(水曜日)

- (6) 実績報告・補助金交付申請
- (7) 額の決定・支払

5 弁当販売事業者の登録

- (1) 登録できる事業者（弁当A・B、弁当C共通）

弁当販売事業者は次に掲げる条件を満たさなければならない。

- ア 販売に必要な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく有効な営業許可交付を受けていること。
- イ 町内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する事業者であること。
- ウ 町税の滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 弁当販売事業者の登録条件（弁当A・B）

弁当A・Bの製造・販売に携わる事業者は次に掲げる条件で販売できる事業者とする。

- ア 販売期間・日数
令和7年7月1日（火曜日）から8月31日（日曜日）までの間に4日以上
- イ 販売個数
1日30食以上
- ウ 販売場所
寄居町役場庁舎（埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1）

- (3) 弁当販売事業者の登録条件（弁当C共通）

弁当Cの製造・販売に携わる事業者は、次に掲げる条件で販売できる事業者とする。

- ア レシピの考案への参画
レシピの考案段階から打合せ等に参加し、レシピ（案）の検討に携わること。
- イ 販売時期
令和7年10月1日（水曜日）から12月31日（水曜日）までの間
- ウ 販売個数
1日30食以上
- エ 販売場所
販売事業者店舗及び町内企業等への配達
- オ その他
寄居町産業文化祭及び町が指定した保健事業開催日に製造・販売すること。

6 登録申請手続

(1) スケジュール

申請開始日：令和7年6月2日（月曜日）午前8時30分

申請締切日：令和7年6月9日（月曜日）午後5時15分

(2) 申請方法

寄居町役場健康づくり課窓口又は郵送での申請とする。

※郵送の場合は、申請締切日必着とする。

(3) 提出書類

提出書類は、次に掲げるものとする。

ア 寄居町健康弁当販売事業者 登録申請書（様式第1号）

イ 寄居町健康弁当販売事業者 事業計画書（様式第2号）

ウ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し

エ 責任者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

本事業の対象事業者にあてはまらない場合や、申請内容や提出書類の不備や不足がある場合などは受け付けられません。申請前に内容や提出書類に不備や不足がないことを、必ずご確認ください。また提出書類等は返却いたしません。

7 販売事業者の選定

弁当販売事業者の選定にあたっては、提出書類、販売実績、価格、提供体制等を総合的に評価の上、最も適切と判断される事業者を選定する。なお、弁当A・B及び弁当Cについては、それぞれのカテゴリーの登録事業者の中から1者ずつ選定する。

8 その他

販売事業者は、次に掲げる事項を遵守する。

(1) 健康弁当に使用する食材及び調理工程を遵守すること。

(2) 試食などをして味の確認をすること。

(3) 町が予約を受け付け、販売当日に予約数を製造し販売すること。

(4) 販売事業者に決定した事業者には、町が改めて事業に関する説明をしたうえで、健康弁当の製造・販売に関する覚書を締結するものとする。

9 問い合わせ先（事務局）

寄居町役場健康づくり課健康づくり推進班 電話048-581-8500（直通）

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く。）

様式第 1 号

寄居町健康弁当販売事業者 登録申請書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

申請者 住 所
事業所名
代表者名
電話番号

寄居町健康弁当販売事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

以下の内容について、必要事項を記入のうえ、該当する項目に○を付けてください。

設 立 年 月 日	年 月 日
担 当 者 氏 名	
販 売 す る 弁 当	弁当A ・ 弁当B ・ 弁当C
店 舗 営 業 時 間	

様式第 2 号

寄居町健康弁当販売支援事業 事業計画書

以下の内容について、必要事項を記入のうえ、該当する項目に○を付けてください。

氏名(法人の場合は名称)								
1日の目標販売数	個							
販売可能日時 販売可能な曜日に時間を記入してください。								
可能日								記入例 ○
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日
時間								10:00 ~12:00
※その他に必要な事項がございましたら、備考欄にご記入ください。								
備考 ()								
販売予定価格 (弁当A・Bのみ)	弁当A		円		弁当B		円	
配達可能地域 (弁当Cのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄居町内全域 ・一部地域のみ () ・配達不可 							
弁当の販売実績がありますか?	はい ・ いいえ							
普段から健康や栄養バランスを考慮したメニューを提供していますか?	はい ・ いいえ							
食品衛生責任者を配置していますか?	はい ・ いいえ							
月1回程度レシピ考案への打合せに参画することが可能ですか? (弁当Cのみ)	はい ・ いいえ							
健康弁当販売についてのアピールポイント								